




国民年金からの お知らせ



納めた国民年金保険料は

全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めたと同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようキチンと納めましょう。

◆控除の対象

申告する年分の1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（お子様など）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

◆証明書（領収証書）の 添付が必要です

平成27年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成27年1月から9月に国民年金保険料を納

付されたかたには、今月に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

■お問合せ

・下館年金事務所
☎0296(25)0829
・保険年金課 岩井仮設庁舎
内線1734

日本年金機構 国民年金保険料控除証明書 専用ダイヤル

☎0570-058-555(ナビダイヤル)

※自動音声で案内します。

音声案内に従って「3」を押してください。

050 から始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6700-1144

- 受付期間 平成28年3月15日(火)まで
- 受付時間 月～金曜日 午前9時～午後7時
第2土曜日 午前9時～午後5時
※祝日、年末年始はご利用
いただけません。